

令和3年(2021年)4月23日

米原市立小・中学校保護者の皆様

米原市教育長 馬淵 均

「米原市教職員働き方改革」の実施について(お願い)

陽春の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。

本年度も、本市教育活動の推進に御理解・御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割も年々増加しております。さらに、昨今の社会全般における働き方改革を推進する風潮の中、教職員の超過勤務の常態化が指摘されており、米原市においても昨年度「米原市教職員働き方改革」を策定して、教職員の働き方改革の取組を進めているところです。

市内教職員一人一人が、時間的にも精神的にもゆとりを持って教育活動に取り組むことが、より多くの子ども達と関わり、教材研究や学級経営の工夫をする時間を作り出すこととなり、質の高い教育につながるものと考えます。このようなことから、以下の取組を進めて参りますので、保護者の皆様には、何とぞ、本趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

記

○学校業務全般について

- ・教職員一人一人が、ワークライフバランスを大切にしたい生活を目指します。
- ・学校業務の見直し・効率化を図り、超過勤務時間の縮減を目指します。
- ・週に1日は定時退勤日(月曜日)を設けます。
- ・夏季休業期間中に1週間以上の集中休暇期間を設定します。

○中学校の部活動指導について

- ・効率的で効果的な活動を推進するとともに、生徒の健康面を考慮して指導します。
- ・活動時間は、平日は2時間程度、休日は原則3時間程度とします。
- ・休養日は、原則平日の1日以上と土・日の内1日以上を週2日以上を設定します。
- ・朝練習は、生徒個々の自主的・自発的な活動として、保護者の同意と教師の見守りを前提に、校長の承認により実施可能とします。

○夜間の電話対応について

- ・本校の退勤時間は、午後4時45分となっておりますが、子どもたちの課外活動時間と下校時刻を考慮し、電話対応時間を午後6時00分までと決めました。本年度より、原則、午後6時00分以降の電話対応は行いません。(夏季は6時30分となる場合があります。)電話をかけていただくと、その旨のメッセージが流れます。
- ・学校に緊急の御用件がある場合は、米原市役所山東庁舎米原市教育委員会まで御連絡をお願いします。電話番号は、0749-55-8109です。